

奈良市個人情報保護条例(平成21年12月20日条例第51号)

最終改正:令和4年12月23日条例第49号

改正内容:令和4年12月23日条例第49号

○奈良市個人情報保護条例

平成21年12月20日条例第51号

改正

平成24年12月26日条例第77号
平成25年12月24日条例第78号
平成26年12月25日条例第47号
平成27年7月6日条例第29号
平成28年3月30日条例第11号
平成29年6月28日条例第25号
廃止 令和4年12月23日条例第49号

奈良市個人情報保護条例

奈良市個人情報保護条例(平成13年奈良市条例第55号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
第1節 個人情報の取扱い(第6条—第13条)
第2節 開示(第14条—第26条)
第3節 訂正(第27条—第33条)
第4節 利用停止(第34条—第39条)
第5節 不服申立て等(第40条—第42条)
第3章 奈良市個人情報保護審議会(第43条—第49条)
第4章 雑則(第50条—第57条)
第5章 罰則(第58条—第62条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第24条第1項、第47条第1項及び第60条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
イ 個人識別符号が含まれるもの
- (3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (6) 電子計算機処理 電子計算機を用いて行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
ア 専ら文章を作成するための処理
イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理
ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(7) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。第16条第4号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務の目的(以下「利用目的」という。)を明確にし、当該利用目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 利用目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠なものであると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該本人から直接収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関以外の市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体から提供を受けて収集するとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集することにより、利用目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

4 実施機関は、第2項第2号又は前項第6号の場合において、個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、奈良市個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(利用の制限)

第7条 実施機関は、当該実施機関の内部で利用目的の範囲を超えた保有個人情報の利用をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、当該保有個人情報を利用することに公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、当該保有個人情報の利用によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(外部提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は当該実施機関以外の市の機関に提供する場合であって、当該保有個人情報を提供することに相当の理由があり、かつ、当該保有個人情報の提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市民の福祉の向上又は公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項第6号の場合において、外部提供をしようとするときは、あらかじめ、奈良市個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

3 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法等に係る制限を付し、又は適切な取扱いを確保するための措置を講ずることを求めなければならない。

(適正な維持管理)

第9条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとすること。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった保有個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるものについては、この限りでない。

(電子計算機の結合の制限)

第10条 実施機関は、本市以外のものと電子計算機を結合して保有個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 市民の福祉の向上又は公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項第2号の場合において、電子計算機を結合しようとするときは、あらかじめ、奈良市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の委託をしようとするときは、当該委託に係る契約において、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該管理に係る協定において、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたもの又は指定管理者は、個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を講じなければならない。

4 実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務又は指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その事務又は業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される主な項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第8号において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 実施機関の職員が学術研究の用に供するため、その発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 本人の数が実施機関が定める数に満たない個人情報ファイル
- (8) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (9) 第2号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第2節 開示

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人と特別の関係にあると実施機関が認める者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- (保有個人情報の開示義務)
- 第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。
- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者(第14条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあつては、当該部分を除く。)
- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある情報
- (6) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 市又は国等が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 法定代理人等による開示請求がなされた場合において、開示することが本人の利益に反すると認められる情報
- (部分開示)
- 第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- (裁量的開示)
- 第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第16条第1号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
- (保有個人情報の存否に関する情報)
- 第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
- (開示請求に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、当該時期を併せて開示請求者に通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第21条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第22条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 第15条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

4 開示決定を受けた者は、第20条第1項の書面により指定した日から起算して90日以内に開示請求をしたすべての保有個人情報の開示を受けなければならない。ただし、実施機関が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(口頭による開示請求)

第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示すために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、第20条から前条までの規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により開示するものとする。

(費用の負担)

第26条 第24条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

第3節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第34条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 第25条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報

(3) 法令等の規定により開示を受けた保有個人情報

2 法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、次に掲げる書類等を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であることを示す書類

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、当該保有個人情報の訂正を行った上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をすする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 利用停止

(利用停止請求権)

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき、第7条の規定に違反して利用されているとき又は第9条第3号の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条第1項又は第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止請求の手続)

第35条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部を利用停止するとき、その旨の決定をし、当該保有個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しないときは、利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しない旨の決定又は一部を利用停止する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第38条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内に行なければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第5節 不服申立て等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問等)

第41条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服申立てがあったときは、審査庁(不服申立てがされた行政庁をいう。以下この節において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)

(3) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節及び次章において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する裁決を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第42条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第3章 奈良市個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

第43条 次に掲げる事項を処理させるため、奈良市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) この条例及び奈良市特定個人情報保護条例(平成27年奈良市条例第30号。以下「特定個人情報保護条例」という。)の規定によりその権限に属することとされた事項

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属することとされた事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する重要事項について実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に建議すること。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。
(審議会の調査権限)
- 第44条 審議会は、第41条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、処分庁等(開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下この章において同じ。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めるとはできない。
- 2 処分庁等は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、第41条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、処分庁等に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は処分庁等(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
(意見の陳述)
- 第45条 審議会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 前項の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
(意見書等の提出)
- 第46条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
(提出資料等の閲覧等)
- 第47条 不服申立人等は、不服申立てに係る事件の調査審議が終了するまでの間、審議会に対し、第44条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審議会に提出された意見書又は資料(以下「提出資料等」という。)の閲覧(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の閲覧)又は当該提出資料等の写しの交付(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出資料等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける不服申立人又は参加人は、奈良市行政不服審査法施行条例(平成28年奈良市条例第9号。以下「審査法施行条例」という。)の例により手数料を納めなければならない。
- 5 審議会は、審査法施行条例の例により前項の手数料を減免することができる。
(調査審議手続の非公開)
- 第48条 審議会の行う第41条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。
(答申書の送付等)
- 第49条 審議会は、第41条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
第4章 雑則
(他の制度との調整)
- 第50条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について、法令等(奈良市情報公開条例を除く。以下この項において同じ。)に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。
- 2 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報
 - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
 - (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - (4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関(同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。)が提供を受けた行政記録情報(同条第10項に規定する行政記録情報をいう。)に含まれる個人情報
 - (5) 図書館、公民館等の施設において閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報
- 3 この条例の規定(第3章の規定を除く。)は、実施機関における特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報の取扱い並びに同条第4号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。
(国等との協力)
- 第51条 市長は、事業者が取り扱う個人情報に関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。
(事業者が取り扱う個人情報の保護)
- 第52条 実施機関は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。
(出資法人の個人情報の保護)
- 第53条 市が出資する法人で市長が規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、出資法人に対し、個人情報の保護を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
(苦情の処理)
- 第54条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理しなければならない。

(市長の調整)

第55条 市長は、他の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。

(運用状況の公表)

第56条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第57条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

(罰則)

第58条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第1項の個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第59条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 第43条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第62条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示又は第25条第3項の規定による保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の奈良市個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 改正前の条例第27条第1項の規定により設置された奈良市個人情報保護審議会は、第43条第1項の規定により設置された奈良市個人情報保護審議会とし、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

5 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成24年12月26日条例第77号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第78号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、公営企業管理者(以下「管理者」という。)が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成26年12月25日条例第47号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年7月6日条例第29号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の奈良市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日以後にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、なお従前の例による。

附 則(平成29年6月28日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月23日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項第1号の規定による廃止前の奈良市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第11条に規定する事務若しくは業務に関して知り得た又は旧個人情報保護条例第12条に規定する職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

- (2) この条例の施行の際現に旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 4 施行日前に旧個人情報保護条例第14条、第27条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報(附則第6項において「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 旧個人情報保護条例の廃止前に行った旧個人情報保護条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第43条第1項の規定により設置された奈良市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行日に第9条第3項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 9 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第43条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 10 施行日前に旧個人情報保護条例第41条第1項の規定により、旧審議会に諮問された事項は、第9条第1項の規定により設置された審議会に諮問されたものとみなし、当該諮問に係る調査審議については、旧個人情報保護条例第44条から第49条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 11 附則第9項に規定する者が、施行日前に旧個人情報保護条例第43条第5項の規定による職務上知り得た秘密を、この条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。